

八丈町農業委員会

第4回総会議事録

令和8年7月24日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和8年7月24日(金) 16:00～17:00

2. 場 所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	沖山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 家司	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏(欠席)	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友(欠席)
〃	4	浅沼 美和子			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：2名

7. 会議録署名委員の指名： 7番 菊池 勝男委員、8番 菊池 みゆき委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による処分の撤回願出について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の
意見の聴取について

議案第3号 非農地判断願出書の承認について

議案第4号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見の聴取について

9. 出席事務局職員：事務局長 大澤 知史 事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、

事務局 奥山 万羅、小宮山 優、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷

八丈支庁産業課農務担当 主任 荻野 あゆみ

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成（欠席）

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 加藤 綾奈

島しょ農林水産総合センター普及指導センター 課長代理 鶴沢 玲子

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第4回総会を開催いたします。

本日、推進委員2番磯崎 光宏さんは体調不良の為、欠席

推進委員7番浅沼 幸友さんは所用の為、欠席

また、関係機関では農林水産総合センターの遠藤所長が欠席と連絡いただいております。

本日の会議録署名委員ですが、7番菊池 勝男委員・8番菊池 みゆき委員お願いします。

次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告を事務局長よりお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による処分の撤回願出についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による処分の撤回願出について
下記の者より農地法第3条の規定による処分の撤回願出があったので意見を求める。
令和8年7月24日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
撤回を求める農地の所在 大賀郷●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、
面積 747 m²
許可を受けた譲渡人 ●● ●●● 許可を受けた譲受人 ●● ●●●
許可を受けた権利の内容 3条有償移転
撤回を願出た理由 隣接する宅地と共に売買予定であったが、売買条件に相違が発生し、契約
が破談となった為、撤回を願出。
こちらの案件は今年の4月総会において農地法3条の規定により審議し、所有権移転の許可を
受けた農地であります。
農地法第3条の許可は出ましたが、法務局への登記変更申請はまだしておらず、所有者は現在、

●●●●●さんとなっております。

続いて場所の説明に移ります。資料 2 ページをご覧ください。

番号 1 農地は、八丈島簡易裁判所より都道八丈循環線を河口下信号交差点方面へ約 50m 進み左折、約 100m 進み左折、そこから道なりに約 20m 進んだ右側の場所になります。

3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

事務局からの説明は以上となります。

議長 ただいま説明がありましたが、質疑ございませんか？

《質疑なし》

本件について、ご異議ございませんか？

《異議なしの声多数》

特にないようですので、本件については、許可といたします。

議長 続きまして、議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律 19 条第 1 項の規定により、

下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和 8 年 7 月 24 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号 1 農地の所在 檜立●●●●番●、登記 山林・現況 畑、農振区分 農用内、面積 5,041 m²の内 920 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●● ●● 利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●● ●

利用目的 レザーファン 期間 5 年間、賃借料は無償となります。

番号 2 農地の所在 檜立 1374 番 1、登記 山林・現況 畑、農振区分 農用内、面積 5,041 m²の内 1,450 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●● ●● 利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●● ●

利用目的 レザーファン 期間 1 年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつります。資料 2 ページをご覧ください。

番号 1 及び 2 農地は同一箇所となるため、一度に説明させていただきます。

番号 1 及び 2 農地は、バス停 檜立温泉入口より都道八丈循環線を逢坂トンネル方面へ約 310 m 進み右折、そこから道なりに約 40m 進んだ左側の場所になります。

都道側が番号 1 農地、三原山側が番号 2 農地となります。

3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号 1 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●● ●さんについては、認定農業者であり、農地については既にパイプハウスが整備され、中にはレザーファ

ンが植え付けられ、きれいに管理されている状況であり、すぐに収穫できる状況であり、権利取得後も引き続き栽培を行っていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定新規就農者であり、農地については番号1農地と同様に、既にパイプハウスが整備され、中にはレザーファンが植え付けられ、きれいに管理されている状況であり、すぐに収穫できる状況であり、権利取得後も引き続き栽培を行っていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員・農業委員の意見を伺ってまいります。
榎立地域より、推進委員は欠席となっておりますので、農業委員4番伊勢崎 武二委員
説明願います。

農委4番 ●●さんは体調不良により入院している状況です。長男は農業従事していますが、やり切れないと言う話しになり、貸したいという事になりました。担い手研修センターの2人に貸して問題ないのではとなったので、2人になりました。1名賃借期間が1年なのはやり切れるか不安になるので、一旦1年間という事になっております。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか？
《質疑なし》

議長 質疑を終結し、採決に入ります。本件についてご異議ございませんか？
《異議なしの声多数》

議長 異議ないものと認め、本件については許可といたします。

議長 続いて、議案第3号 非農地判断願出書の承認についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 非農地判断願出書の承認について
下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。
令和8年7月24日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号1農地の所在 三根●●●●番●、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振外、
面積 1,064㎡ 内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。
所有者氏名 ●● ●●
非農地の事由としましては、対象地は現在、山林化してしまっている状況にある。当農地の荒

廃の規模を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にあるため、今回非農地判断を願い出ることとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて、場所の説明に移ります。

資料2 ページをご覧ください。

番号1 農地は町立富士中学校正門より都道神湊八重根港線を八丈島空港方面へ約170m進み右折、そこから道なりに約90m進んだ左側の場所になります。

3 ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

番号1 農地については、周囲は住宅が多く建設されており、土地についても高木化したロベや雑木が生い茂り、規模を踏まえても、今後農地としての利用は困難な状況であるため、非農地としても問題ないと思われます。それでは、ご意見をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。三根地域より推進委員4番 浅沼 美和子 委員 説明願います。

推委4番 はい、番号1 農地を見てきました。周りは宅地に囲まれており、2mを超えるロベや高木な雑木が多く植わっており、現状を畑に戻すことは手間と費用がかかると思いました。近隣の状況を踏まえても非農地は致し方ないと思いました。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、農業委員6番 磯崎 典雄 委員 説明願います。

農委6番 この土地は先代が健在の時はロベを切っていましたが、亡くなってしまった後は、子や孫は漁業専業者となり、手つかずの状態になっており、土地も荒地になってしまい、致し方ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありましたが、質疑ございませんか？

《質疑なし》

本件について、ご異議ございませんか？

《異議なしの声多数》

特にないようですので、本件について、承認いたします。

議長 続いて、議案第4号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、八丈町農業振興地域整備案の意見の聴取について
資料をご覧ください。農振農用地の除外申請が●● ●●さん、●● ●●●さん、
●● ●●さん、●● ●●さんの4名よりございました。
申請地 八丈町大賀郷●●●●番●
所有者 ●● ●●、●● ●●●、●● ●●、●● ●●
地目 畑 面積 53 m²

除外申請理由については、申請地は、現在、防火水槽が設置されています。この防火水槽は平成3年に八丈町が建設したもので、土地は地域の防火に役立てればという思いから、賃貸借契約を八丈町と結び無償にて貸し付けています。火災発生時に必要不可欠な防火水槽のため、今後も引き続き防火水槽用地として使用するよう農用地区域の除外を行いたいと申請がありました。申請地の場所についてですが、資料をめくっていただいて資料2ページに案内図、4ページに詳細図、5ページ目以降に配置図が綴っていますのでご確認ください。

今回の箇所については、除外申請にあたり、防火水槽用地として必要な範囲を分筆した箇所となります。

農振農用地の除外にあたり、農業委員会、農協、農業振興地域協議会の各委員の方より意見をいただくことになっています。本総会においては、農業委員会のご意見をいただければと思います。事務局からの説明は以上です。

議長 意見の聴取ということですので、ご質問・ご意見ありますでしょうか？

農委7番 反対とかでは、ありませんが、何で30年も放置した後にこうなったんでしょうか。

事務局 前に農業振興地域整備計画を大きく改正をした時に消防本部より相談がありました。こういった場所がいくつかあり、今回の場所は土地自体が大きく、分筆が必要になり、分筆が終了した為、今の見直しになったという所です。

農委7番 他にもあるという事か？

事務局 今回の土地のみが分筆とかの手続きが必要でしたので、他の土地については前回の見直しのタイミングで全て終了しております。

農委7番 これは地主が分筆をしなければいけないのか？

事務局 分筆は防火水槽の関係ですので、消防本部にて行っています。

農委7番 了解しました。

議長 本件は原案通りとなりますので、事務局の方でまとめの方をお願いします。

